

飯能市調査基準価格及び失格基準価格の設定に関する基準

(平成14年3月20日決裁)

1 趣 旨

この基準は、飯能市低入札価格調査制度実施要領（平成12年3月1日決裁）第3項及び第4項の規定により調査基準価格及び失格基準価格を設定する際の基準について定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

(1) 調査基準価格は、当該工事の予定価格の10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内において定めるものとする。

(2) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。

- ① 直接工事費の97%（円未満切捨て）
- ② 共通仮設費の90%（円未満切捨て）
- ③ 現場管理費の90%（円未満切捨て）
- ④ 一般管理費の68%（円未満切捨て）

(3) 前号の規定にかかわらず、前号の規定により算出した合計額が次に掲げる場合においては、それぞれに定める額を調査基準価格とする。

ア 予定価格（税抜き価格）に10分の7.5を乗じた額を下回る場合 予定価格（税抜き価格）に10分の7.5を乗じた額（千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じた額

イ 予定価格（税抜き価格）に10分の9.2を乗じた額を上回る場合 予定価格（税抜き価格）に10分の9.2を乗じた額

(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じた額

(4) 特別な事情があると認めるものについては、前3号の規定にかかわらず調査基準価格を別の算出方法により定めることができる。

3 失格基準価格の設定

(1) 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じた額とする。ただし、その合計額が予定価格(税抜き価格)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じた額とする。

- ① 直接工事費の90%(円未満切捨て)
- ② 共通仮設費の80%(円未満切捨て)
- ③ 現場管理費の80%(円未満切捨て)
- ④ 一般管理費の30%(円未満切捨て)

(2) 特別な事情があると認めるものについては、前号の規定にかかわらず失格基準価格を別の算出方法により定めることができる。

附 則

この基準は、平成14年4月1日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則 (平成18年3月30日決裁)

この基準は、平成18年4月1日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則 (平成20年4月30日決裁)

この基準は、平成20年5月1日以後に締結する工事請負契約に係る競争

入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（平成 21 年 4 月 30 日決裁）

この基準は、平成 21 年 5 月 1 日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日決裁）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 6 日決裁）

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 25 日決裁）

この基準は、平成 28 年 5 月 1 日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日決裁）

この基準は、平成 29 年 6 月 1 日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日決裁）

この基準は、平成 31 年 5 月 1 日以後に締結する工事請負契約に係る競争入札において設定する調査基準価格について適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日決裁）

この基準は、令和 5 年 5 月 1 日以後に公告又は指名通知をする競争入札において設定する調査基準価格及び失格基準価格について適用する。